

第三十四回国会 参議院社会労働委員会會議録第三十七号

昭和三十五年六月二十一日(火曜日)午前十一時二十七分開会

委員の異動

六月十日委員井川伊平君辞任につき、その補欠として、大谷藤之助君を議長において指名した。

六月十六日委員鹿島俊雄君及び山本杉君辞任につき、その補欠として田中清一君及び小林武治君を議長において指名した。

六月十七日委員紅露みつ君辞任につき、その補欠として、植竹春彦君を議長において指名した。

六月十八日委員徳永正利君辞任につき、その補欠として下村定君を議長において指名した。

六月二十日委員下村定君、田中清一君、小林武治君及び植竹春彦君辞任につき、その補欠として、徳永正利君、鹿島俊雄君、山本杉君及び紅露みつ君を議長において指名した。

本日委員大谷藤之助君辞任につき、その補欠として北畠教真君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 加藤 武徳君
理事 吉武 恵市君
委員 鹿島 俊雄君
勝俣 勉君
北畠 教真君
紅露 みつ君
佐藤 芳男君
谷口 弥三郎君

國務大臣 徳永 正利君
山本 杉君

労働大臣 松野 頼三君

政府委員 厚生政務次官 内藤 隆君
労働省職業安定局長 堀 秀夫君

事務局長 常任委員 増本 甲吉君
会専門員

説明員 厚生省保険局長 森本 潔君
厚生省保険局長 山本 浅太郎君

本日開会に付した案件
○船員保険法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○身体障害者雇用促進法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(加藤武徳君) それではただいまから委員会を開会いたします。

六月十日付をもって井川伊平君が辞任し、その補欠として大谷藤之助君が選任されました。また、六月十六日付をもって鹿島俊雄君及び山本杉君が辞任し、その補欠として田中清一君及び小林武治君が選任されました。また、六月十七日付をもって紅露みつ君が辞任し、その補欠として植竹春彦君が選任されました。六月十八日付をもって徳永正利君が辞任し、その補欠として下村定君が選任されました。六月二十日付をもって下村定君、田中清一

君、小林武治君及び植竹春彦君が辞任し、その補欠として、徳永正利君、鹿島俊雄君、山本杉君及び紅露みつ君が選任されました。また、六月二十一日付をもって大谷藤之助君が辞任し、その補欠として北畠教真君が選任されました。

右御報告いたします。

○委員長(加藤武徳君) それでは、ただいまから船員保険法の一部を改正する法律案を議題といたします。御質疑のおありの方は御発言を願います。

○徳永正利君 私は、この船員保険法の一部改正にあたりまして、二、三の点を御質問申し上げたいと思います。

この法律案の改正は、前に成立しましたた労災法の一部改正とどういうような関連にあるのか、要点だけ承りたいと思います。

○説明員(森本潔君) 先般の異動によりまして、私保険局長になりましたので、一つ、どうかよろしくお願いたします。

ただいま徳永委員の御質問でございますが、先般労災法の改正が成立いたしました。その内容としましては、従来けい肺及び外傷性せき腫について特例がございましたが、それに限らず、広くこの職務上の疾病一般につきまして、三年の療養期間の経過後もなお長期療養者給付を実施するということになったのでございます。これに歩調を合わせまして、船員におきましても、陸上労働者に対しますところの災害補償と同様の措置を考えたわけでござい

ます。内容としましては、三年を経過いたしました後も、職務上の疾病でございしますれば、療養給付をいたします。それからなお障害手当金も日額の六割を支給する、こういうようにいたしまして労災法の改正に見合う船員保険法の改正を実施したわけでございます。

○徳永正利君 労災法の一部改正にさらに修正を加えたわけでございますが、その点と船員保険法の改正案との均衡と申しますか、不均衡はございせんか。

○説明員(山本浅太郎君) 御案内のように、労災保険と船員保険は、法の体系といえますが、そういう点が、従前でもそうでありまして、非常に異なっております。従いまして、船員保険法は、いわば総合保険といまして、短期及び長期の双方にわたります。いわゆる長期保険と称されるものでございまして、今次の改正におきまして、もちろん陸上の労働者と船員の間にございまして実質的な均衡が保たれるような考慮は十分いたしましたのであります。また、法律の体系が非常に違いますが、すべてそれに右へならせするといふようなことは法律の体系上できがたいといふことはねぐえなかつたのでございます。しかしながら、骨子といたしましては、でき得る限り両者が均衡のとれたものであるような配慮もいたしたつもりでございします。骨子といたしましては職務上の疾病に対します療養の補償の問題につきまして、労災におきましては、い

節に少のうございまして、当時の調査によりますと、全閣で約五、六人程度にございまして、こういふうちにこの該当者が全然ない、あるいは非常に少ないという点から、陸上と異なつた措置がとられたわけにございまして、それからもう一つ、実際のこの六人とか五人と申ししても、そういう該当者に対してどうしておつたかということにございまして、これに對しましては、三年の療養給付期間が切れました場合はそれぞれ療養の認定をいたしまして、障害年金あるいは障害手当金を支給いたしました、なお、三年後におきまして療養を要する者につきましては、療養の給付という形でなしに、船員保険の福祉施設としまして、實際上これを病院等に収容して、福祉施設として療養に従事させまして、実際上は療養給付を行なうと同様の措置を講じて参つたわけにございまして、ただいま申しましたように、該当者が非常に少ないので、法律改正はせずに、実質上同様の効果をもつてきておつた、こういふふうな次第でございまして、

○徳永正利君 私、質問外のことまでお答えいただきまして、次に質問をしようと思つてお答えをいたしたい、たわけにございまして、ただ、その中で、該当者が非常に少ないから、さういふふうな保護措置を講じなかつたというお話は、いささか私には了解に苦しむものでございまして、局長は就任早々でございまして、外傷性せき腫患者がどういふふうな生活状態をやつておるかという点はあるいは御存じないかも知れませんが、これはもう人道上的問題で、捨て置けぬ問題で、人数が多い少ないの問題ではなからうと思つて、この点は十分心得られて以後また質問を続け参りますけれども、いろいろの点について一つ御配慮いただきたい。

この法律案が実施された場合に、保険の給付費、それから保険料率、こういふものの影響はどうかというふうになるか御説明いただきたいと思つて、

○説明員(森本潔君) この法律が実施された場合に、経費として増加する分と減少する分がございまして、増加する部分は、この療養の給付費が三年を経過した後もなお継続するわけにございまして、その部分の療養の給付費が増加いたします。それから減少する分としましては、この障害手当金は、その間支給をいたしませんので減少いたします。これを数字で申しますと、初年度におきまして療養給付費の増加分が百七十万ほどにございまして、それから、手当金で減少分が百三十七万にございまして、差引三十三万円の増になります。これは初年度でございしますが、これが平準化したときの大体九年後でございまして、そのときにおきまして、この予算の増が約四百三十万の増額ということになります。従いまして、若干の増額はございしますが、けれども、保険料率に影響するといふほどのものではございせん。

○徳永正利君 先ほど、三十年改正當時は非常に人数が少なかった、五名ないし六名ということをやつたのでございしますが、三十年に陸上の労働者に対する保護措置がなされた。その後、船員の方で脊損患者が何人ぐらゐ発生しておるか。あるいはまた、現在は何人ぐらゐおるかということを知りたいと思つて、

○説明員(山本浅太郎君) お答え申し上げます。

まず療養給付期間、どれだけ療養給付を続けてきたかという件数を、何カ月分療養を受けたかという月別の表を申し上げます。これは昭和三十一年から三十三年までの数字でございまして、障害手当金をもらひました件数は二千五百七十四件、障害年金の方が三百件にございまして、このうち三年の期限を経過いたしました者が一、失礼いたしました。六カ月で治療したという者、それから十二カ月以内で治療した者、十八カ月以内で治療した者、それから二十四カ月以内で治療した者、三十カ月以内で治療した者、三十六月で治療した者を除きまして、三十六月以上期間を経過しております者が、障害手当金につきましては合計三十六件、障害年金につきましては五十六件にございまして、それではさういふような三十六月以上の期間を経過した患者は、病氣、疾病によつて障害手当金なり障害年金を受けておるかという数字を申し上げますと、まず障害手当金につきましては合計三十六件のうち、目の疾患が三件、精神神経が八件、それから上肢が三件、下肢が八件、それから骨盤が八件、頭部外傷が二件、潜水病が二件、その他が二件という数字でございまして、

それから障害年金をもらひまする者の疾病の内容を申しますと、目が一件、精神神経二件、半身不随が三件、上肢一件、下肢八件、耳が一件、それからせき腫瘍、これが一番多いのでございまして十九件、頭部外傷三件、潜水病が十一件、その他七件、合計五十六件、さういふような数字が出ております。以上でございまして、

○徳永正利君 大体内容はわかりました、この法律案に対する社会保障制度審議会の答申にも指摘されておつたところの点にございまして、船員保険法、船員保険制度には疾病部分の一部負担、その他いろいろ検討を要する点があると思つて、なお、前の国会においても、いろいろ記録を調べてみますと、標準報酬の問題については引き上げる決議をされておるようでございまして、今度の改正にはさういふ点が全然出てきていないのは、どういふわけで触れられていないのか、その理由を御説明いただきたいと思つて、

○説明員(森本潔君) ただいま御指摘ございましたように、従来から船員保険の制度につきましては改正を要するといふ点の意見がございまして、国会におきましては、さういふふうな附帯決議があつたわけにございまして、それらの点につきましては、他の社会保障制度一般との総合調整という問題がございまして、また十分結論が出る段階に達してはおりません。また一方、内閣におきましても、社会保障制度審議会等においてこの問題を検討中でございます。役所においてももちろんでございますが、社会保障制度審議会の方の研究の状況ともならみ合わせてもう少し検討したいといふので、これらの点は見送つた次第でございまして、ただ、今回改正いたします点につきましては、労災法の改正等もございまして、早急に実施すべきものでございまして、特に改正につきましても問題のないように思つて、この点だけを切り離してあるわけであ

ります。御指摘のように、船員保険制度につきましても、なおいろいろ検討を要する点がございますので、十分検討いたしまして、すみやかに措置したいと思つて、

○徳永正利君 今度のこの法律の改正である程度十分な治療もできるだろうと思つてございまして、今日まで施設の完備した労災病院等となく入院できなかつたというものは、なぜ入院できなかったのか、その点を一つ御説明したいと思つて、

○説明員(山本浅太郎君) 御指摘のように、非常に、ただいま局長が申しましたように、福祉施設で一応やつておつたことは事実でございましてけれども、食事の問題あるいは基準看護の問題等につきまして、御指摘のように、十分船員のこうした長期疾病者に対する特殊の保護という点につきましては、十二分でなかつたことはわれわれも認めざるを得ないと思つてございまして、従いまして、このたびの法律を成立させていただきました晩におきましては、速急に設備の整いました労災病院に収容していただくように、労災病院と患者の収容につきまして委託契約を結んで、御指摘のようないことが今後におきまして起こらないように措置したい、さういふふうな考へる次第でございまして、

○徳永正利君 今後さういふふうなしたいといふことでございまして、ほんとうに今度は船員の方々が労災病院に入院できるのかどうか、今からさううと思つておられるといふふうな考へを、明瞭な見通しを一つお伺いしたいと思つて、さらに御説明にあつたやうな看

護の問題とか、食事の問題とかいろいろな給付は、陸上と全然同一にいけるか、あるいはいけないうとすればどういうところに差があるか、その点御説明いただきたいと思ひます。

○説明員(山本清太郎君) 現在も労災病院には一人入れていただいているような次第でございますが、十分自信をもつて収容をお願いできるものと考えております。なお、御承知のように、東京の船員保険病院が今般増築になりますので、その方面にも収容できることと信じておりました、労災病院におけると同様の入院の保護が十分できるように考えていきたいと思ひます。

○徳永正利君 脊損患者は御承知のように、もう生きたしかばねと言つてもいいような非常に悲惨な患者でございますから、この点については十分格別な御配慮をいただくようにお願いしておきます。

最後に、私厚生政務次官がお見えになつておりますから、せつかくおすわりたいだいたいと思ひます。この船員保険と上げたいと思ひます。この船員保険といふのは、読んでみますと、私少し勉強してみてもわからない、まことにわかりにくい法律でございます。しかも、これは聞くところによると、二十周年記念の年だそうでございます。かたかなで、まだいろいろなことが書いてあります。しかも非常にわかりにくい。従いまして、全体的に一つ条文の検討と申しますか、整備と申しますか、そういうことをおやりになる意思があるかどうか。あるいはまた、そういうふうなお考えはないかどうか、一つお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(内藤隆君) 御指摘の通り、厚生省関係の法律の中ではこれはもう古いものでございます。その表現の仕方等も非常にわかりにくい点があるのでございまして、これが全面的な改正と申しますか、新しくわかりやすいように組むように目下検討中でございます。御趣旨に沿いたい、かように考えております。

○委員(加藤武徳君) 速記をとめて下さい。

○委員(加藤武徳君) 速記を始めて下さい。

他に御質疑の御希望の方はございせんか。——他に御発言もないようでありますから、質疑は尽きたものと認めることに御異議ございませんか。

○委員(加藤武徳君) 御異議ないものと認めます。

それでは、これより討論に入ります。御意見のあり方は、賛否を明らかにしてお述べをお願いいたします。

なお、修正意見等ありの方は討論中にお述べをお願いいたします。

他に御発言もないようでありますから、討論はなしものと認めることに御異議ございませんか。

○委員(加藤武徳君) 御異議ないものと認めます。

それでは、次に身体障害者雇用促進法案を議題といたします。

○委員(加藤武徳君) 御異議ないものと認めます。

○委員(加藤武徳君) 御異議ないものと認めます。

○委員(加藤武徳君) 御異議ないものと認めます。

○委員(加藤武徳君) 御異議ないものと認めます。

○委員(加藤武徳君) 御異議ないものと認めます。

○委員(加藤武徳君) 御異議ないものと認めます。

ただいま説明のございました堀職業安定局長と、労働省からは徳永委員の御要望がございまして松野労働大臣が出席をいたしております。質疑のおありの方は順次御発言をお願いいたします。

○徳永正利君 私は、この法案につきましても、いろいろ今までも質問も繰り返されておりますが、重複を避けて大臣に一つ根本的な物の考え方についてお伺ひを申したいと思ひます。

○委員(加藤武徳君) 御異議ないものと認めます。

○委員(加藤武徳君) 御異議ないものと認めます。

○委員(加藤武徳君) 御異議ないものと認めます。

○委員(加藤武徳君) 御異議ないものと認めます。

○委員(加藤武徳君) 御異議ないものと認めます。

○委員(加藤武徳君) 御異議ないものと認めます。

臣はどうか考えか、その点の一つお伺ひをいたしたい。

○国務大臣(松野頼三君) 戦争の主として非常に大きな犠牲を払われた方に対する責任はどうかといへば、今日の立法、今日の状況から見ますと、もちろん国にあると私は存じます。その一つの現われとして軍人に対する恩給あるいは傷病軍人に対する政府の諸般の施策というふうなものが今日厳然としてあるというのを考えますれば、一点の疑いもなくその責任というものは政府にあるは国がやはりこれに対するは、諸般の例を見ても私は明らかにならうかと、こう考えております。

○徳永正利君 ところで、なるほど恩給法なりあるいは援護法というものが一年に五万三千円という年金額があるいは扶助金の額がそれらに渡すわけでございます。月に直しますとわずかなものでございまして、こんなものでは、生活の足しにはなりまじやうけれども、とうてい全きものでないといふことは言を待たないと思ひます。今年なんか就職の状況を見ますと、非常に私どもの関係しておりますやういふような未亡人であるとか、遺児であるといふやうな連中の就職率はいいわけでありまして、というものは雇用率が一般にいいからいいので、一たびこの波がくずれましますと、しわ寄せは必ずそのやうな片親がないといふやうな子供たちとわたりつてくるのは、過去数年間にわたつてごらんになればよくおわかりだらうと思ひます。ただ、年金とか扶助料があるからといふことでなくて、もう少し私は雇用問題についても一つ積

極的な手を打っていただきたいと、かように考える次第でございますが、この前の、だいたい前でございますが、この委員会が安定局長にいろいろお尋ね申しますと、どのくらい人間が、そういうような関係があるかという数字すらおわかりでないようでございまして。ただいま大臣は、国の責任であるということをお示しになつたわけでございますが、それならば私はどのくらい人間があるかということぐらひは、あるいは厚生省と御連絡になり、文部省と御連絡になつてつかんでおいてしかるべきではないか、かように考えるわけでございまして、この点についてどうお考えですか。

○国務大臣(松野頼三君) 今回も労働省関係の法案の中に職業安定法という法律が基本の職業紹介の法律になつております。この中の条項に、前歴によつて差別してはいけないというのが一条ございまして。そういう意味では前歴によつて差別をするという統計を労働省がやりますれば意図しておつたとは認められます。しかし、ただいまのように入力に軍人及び戦争における犠牲者が国の責任であることには、私は疑つておりませんが、ただ、この職業紹介という条項に關しますと、前歴によつて差別してはいけないという条項があるために、前歴別の統計とか職業紹介というものは実施しておりません、今日の現行法で。そのためにその問題が今日まで不明確であつたということは認めますが、しかし、やはり堅持としては、今回におきましても、将来におきましても、これはやるべきだということで、今回身体障害者雇用促進法の際にも、軍人、傷病軍人というものに関し

ては、基本は母子福祉と身体障害者の福祉手帳というものを基本に置きますけれども、これも、傷病軍人におけるものも入れなければいけないというので、今回は特に傷病軍人の方にもこの法律が及ぶようにいたしました次第であります。表面、顔面におきましては職業安定法という法律に違反するものがございまして以上、これを犯すわけには参りません。しかし、堅持としてはやはり国に尽くされた傷病軍人の方を今回除外することはこれはできないというので、今回特にそういうものも勘案して入れたわけで、表面と現実の問題というものは、労働省においてはやはり相当深い意味で行政には考えなければならぬと私は考えております。なお、母子家庭の就職につきましては最近順調に進んでおりますけれども、私もやはり母子家庭の子供であるがゆえに就職が狭められている。いい、希望するところが、やはりそれは金融機関がときどき見受けられますけれども、金融機関はやはり母子家庭を好まないという風潮のあること、あるいは現実には、三三ということも拝聴しております。これは私は非常に大きな誤りだと存じております。これは私が申すまでもなく、各府県に条例がだいたいできております。全国で大体半数くらいの県は条例が私にできておると存じます。母子家庭に対する親がわりに都道府県知事があるという条例ができています。県が全国で半分くらい私にあって記憶します。そういうふうな法律が必要だということ、やはり何となしに就職が狭められているという事実は否定するわけには参りません。従つて、今後そういうことはよく私ども

もの方の行政面においては取り入れながらやつて参りたいと、私は心から考えております。今日まではその方向に沿つて行政は行なわれつつございます。

○徳永正利君 大臣のお言葉を拝聴いたしまして、今後大いにこういうものの啓蒙に努めるということでございますが、たとえば銀行であるとか、あるいはデパートであるとかというところには、片親がない、必ずしも戦争によつて片親がないというばかりじゃございせん。片親のない者を雇いたがらない。実例を出せとおっしゃれば幾らも実例はございまして、こういう点についても、今後一段のつ出先機関等を奨励されまして、御配慮をお願いしたいと思ふのでございまして、お説のように、各県には身元保証制度の条例をそれぞれ作っております。ところが、これは非常によく活用してゐるところと、あつてなきがございまして、出先の機関を奨励されまして、一段と経営者側にもあるいはその他の面にも十分趣旨を徹底されまして、今後片親がないために就職がでないという片親がないことがございせんように、御配慮をお願い申し上げます。この身体障害者の関係です。これは、本気で経営者がかかつていけば、私は、理解すれば必ず成功すると思ふんです。この身体障害者の関係です。鉄道弘済会等は非常によくやつてゐるのには御存じの通りでございます。経営者と申しますか、そういう方々に対する何かちょっとした働きかけによつて、その理解の度が非常に大きく左右されると思ふのでございまして、その点について労働省は今後どういうふうな対策をお持ちでござ

いますか、お伺いをしたいと思います。

○国務大臣(松野頼三君) 徳永委員の御指摘の通りでございますので、もちろん行政的にはその趣旨に沿つて、私も最大の努力をいたしますが、やはり世間にも、もし必要ならば与党と連絡をいたしまして、政府、与党間において必要なことは、私はこの問題について立法ということを考えてもいいんじやなからうかということを聞いています。しかし、実情を見ないでこの国会にというわけには参りませんが、各府県の実情を調べ、ただいまのおっしゃるような統計も調べて、その上で私は、本年中には、次の国会くらいには政府、与党でよく連絡して、この問題に対する立法ということも私は考えるべきじやなからうかと、実は真に考えております。学童においては貧窮資金制度というのがある。そうして卒業した者に対して不公平な取り扱いはされるというところは、これは忍びがたいことじやなからうかと私は考えて、実行するかせぬかということもあわせて、これは必要ならば、これは議會においても法律、決議案、あらゆる形をとるべきじやなからうかと、私は真に考えておりますので、次の国会までには与党とよく連絡を申し上げたい、こう考えております。

○委員長(加藤武徳君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(加藤武徳君) 速記を始め、他に御質疑のおありの方はございせんか。——他に御発言もないようでありますので、質疑は尽きたものと認めることに御異議ございせんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(加藤武徳君) 御異議ないと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。なお、修正意見等おありの方は、討論中にお述べを願ひます。——他に御発言もないようでありますから、討論はないものと認めることに御異議ございせんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(加藤武徳君) 御異議ないものと認めます。

それではこれより身体障害者雇用促進法案について採決いたします。原案は内閣提出、衆議院送付案でございまして、本案を原案の通り可決することに賛成の方は挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(加藤武徳君) 全会一致でございます。よつて本案は、全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

○徳永正利君 私はこの際、ただいま議決されました本案に対しまして、別案のような附帯決議を付することの動議を提出いたします。

○委員長(加藤武徳君) ただいまの徳永君の動議は賛成者がございまして、この際附帯決議案を議題といたします。

発議者から案文並びに提案理由の説明をお願いいたします。

○徳永正利君 身体障害者雇用促進法に關する附帯決議案を朗読いたします。

政府は、次の事項について努力すべきである。

- 一、身体障害者雇用率については逐年これが拡大改善をはかり可及的すみやかに法定するよう努めること。
- 二、身体障害者雇用率の達成については三年以内の計画で完成すること。
- 三、就職が特に困難な重度障害者については、作業設備、作業補助具の整備、職業訓練の強化をはかるとともに、適職の選定の研究を早急に進めて、重度障害者の職業確保に努めること。
- 四、身体障害者の雇用を容易にし、作業能率の向上をはかるため、事業所が作業設備を改善し、または作業補助具を支給することを促進するため、政府は必要な助成措置を講ずること。
- 五、公団その他の政府関係機関の身体障害者雇用率については、国等の場合に準じて定めること。
- 六、本法の実施に当り、結核回復者等内部障害者、精神薄弱者、原爆被爆者等についても、政府は、すみやかに実情を調査し、就職促進のための施策を樹立実施すること。
- 七、身体障害者の雇用促進をはかるためには、税制、貸金、雇用その他諸種の方策（国庫の助成を含む）が考えられるが、このため本法に基づいて設置される身体障害者雇用審議会において充分な研究と審議を尽くし、急速にその向上改善に努めること。なお、これが施策の円滑適正な実施をはかるため地方にも身体障害者雇用審議会に準ずる機関を設けること。
- 八、身体障害者に対する年金その他

の社会福祉対策の充実に努めること。

九、本法の円滑な運営をはかるため、政府は、身体障害者職業指導官制度の設置その他公共職業安定所の人員、予算等の事務体制の整備充実に努めること。

一〇、重度障害者の家族並びに遺児、未亡人の優先雇用に関してはいまだ有効な措置がなされていないことにかんがみ、政府はこの際、すみやかにこれらの雇用促進に関する適切な行政及び立法措置につき検討すること。

以上でございます。説明は省略いたします。

○委員長（加藤武徳君） ただいまの附帯決議案に対して、御質疑のおありの方は御発言を願います。――別に御発言もないようでありますから、徳永君提出の附帯決議案を採決いたします。徳永君提出の附帯決議案を、本委員会の決議として、ただいま議決せられました法案に、これを付することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長（加藤武徳君） 御異議ないものと認めます。よって本法案に附帯決議を付することに決定いたしました。この際、松野労働大臣から発言を求められております。これを許可いたします。○国務大臣（松野三三君） ただいまの附帯決議の趣旨に沿いまして、政府は十分その趣旨の実行に努力いたします。○委員長（加藤武徳君） なお、議長に提出する報告書の作成につきましても、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長（加藤武徳君） 御異議ないものと認めまして、さよう決定いたしました。本日はこれで散会いたします。午後零時十九分散会

六月十日日本委員会に左の案件を付託された。

一、環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願（第三六二二号）（第三六二六号）（第三六二八号）（第三六二九号）（第三六三二号）（第三六三六号）

一、理容師法の一部改正に関する請願（第三六二二号）

一、言語障害児のための公共施設等設置に関する請願（第三六二二号）

第三六二二号 昭和三十五年五月二十六日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 東京都港区赤坂表町二丁目東京都理容環境衛生同業組合理事長 植生同業組合理事長 黒川 武雄君 田松六郎外六名

この請願の趣旨は、第三六二二号と同一である。

第三六二八号 昭和三十五年五月二十七日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 鹿兒島市東千石町六六鹿兒島県興業環境衛生同業組合内 上原三郎 外四名

この請願の趣旨は、第三六二二号と同一である。

第三六二六号 昭和三十五年五月二十七日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 熊本市船場町三ノ三熊本県理容環境衛生同業組合内 岩尾恵外四名

この請願の趣旨は、第三六二二号と同一である。

第三六三二号 昭和三十五年五月二十八日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 福岡市荒戸町二番丁一六四ノ一福岡県美容環境衛生同業組合理事長 増江ヒデ外五名

この請願の趣旨は、第三六二二号と同一である。

第三六三六号 昭和三十五年五月三十日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 佐賀市県庁通り佐賀県美容環境衛生同業組合理事長 馬場テツ外六名

この請願の趣旨は、第三六二二号と同一である。

第三六二二号 昭和三十五年五月二十六日受理

理容師法の一部改正に関する請願

請願者 熊本市船場町三ノ三熊

きないから、これが抜本的対策として、（一）出資に関する措置、（二）営業施設の配置の基準の設定に係る法的効力に関する措置、（三）福利厚生に関する施設に関する措置、（四）組合事業の員外利用に関する措置、（五）適正化規程の自動的発効に関する措置、（六）独禁法適用の排除に関する措置、（七）組合交渉権に関する措置、（八）加入命令に関する措置、（九）設備新設制限命令に関する措置、（十）規制命令の自動的発効に関する措置、（十一）税法上の減免に関する措置等に万全を期して本法の一部を改正する等の措置を講ぜられたいとの請願。

第三六二二号 昭和三十五年五月二十六日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 熊本市船場町三ノ三熊本県理容環境衛生同業組合内 岩尾恵外四名

この請願の趣旨は、第三六二二号と同一である。

第三六二八号 昭和三十五年五月二十七日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 鹿兒島市東千石町六六鹿兒島県興業環境衛生同業組合内 上原三郎 外四名

この請願の趣旨は、第三六二二号と同一である。

第三六二六号 昭和三十五年五月二十七日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 熊本市船場町三ノ三熊本県理容環境衛生同業組合内 岩尾恵外四名

この請願の趣旨は、第三六二二号と同一である。

第三六三二号 昭和三十五年五月二十八日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 福岡市荒戸町二番丁一六四ノ一福岡県美容環境衛生同業組合理事長 増江ヒデ外五名

この請願の趣旨は、第三六二二号と同一である。

第三六三六号 昭和三十五年五月三十日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 佐賀市県庁通り佐賀県美容環境衛生同業組合理事長 馬場テツ外六名

この請願の趣旨は、第三六二二号と同一である。

第三六二二号 昭和三十五年五月二十六日受理

理容師法の一部改正に関する請願

請願者 熊本市船場町三ノ三熊

第三六二九号 昭和三十五年五月二十七日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 佐賀市材木町二四三佐賀県環境衛生関係組合協議会内 小原嘉登次 外六名

この請願の趣旨は、第三六二二号と同一である。

第三六三二号 昭和三十五年五月二十八日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 福岡市荒戸町二番丁一六四ノ一福岡県美容環境衛生同業組合理事長 増江ヒデ外五名

この請願の趣旨は、第三六二二号と同一である。

第三六三六号 昭和三十五年五月三十日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 佐賀市県庁通り佐賀県美容環境衛生同業組合理事長 馬場テツ外六名

この請願の趣旨は、第三六二二号と同一である。

第三六二二号 昭和三十五年五月二十六日受理

理容師法の一部改正に関する請願

請願者 熊本市船場町三ノ三熊

本県環境衛生同業組合内 岩尾恵外十六名

紹介議員 谷口弥三郎君

理容業界の構造の欠陥の是正及び素質の向上等の体質改善策を確立し、もつて業界の安定と社会衛生に寄与するため、(一)理容師養成施設において、年々一万三千人近い過剰理容師が育成されて業界に送り込まれる結果、必然的に過度競争をますます激化し、理容業界の不安定の原因となつてゐるから、養成施設の適正配置並びにその定員の規正等適切な措置を講ずること、(二)現行法による養成課程中、実地習練(一箇年)の実情は、徒弟代用として使われるケースがきわめて多いから、同習練を養成施設修業期間に繰り入れること、(三)理容管理者の資格を制定すること、(四)理容師試験を統一すること、(五)理容師及び理容管理者の従業届出の制度を設けること、(六)理容師手帳の制度を確立すること等の実現するよう理容師法の一部を改正せられたいとの請願。

第三六三一号 昭和三十五年五月二十八日受理

言語障害児のための公共施設等設置に関する請願

請願者 千葉市院内町院内小

親の会内 小林咲子

言語障害児は、全学童の五パーセントにも及んでおり全国では百万人の子ともが話しことばの障害で苦しんでゐる。昨年千葉市教育委員会が行つた言語障害児実態調査の結果でも、千葉

市内の学童だけで約千名近くもいることが明らかとなつたが、これら言語障害児に対する治療や教育は、普通の学級内では困難であり、とかく放置されがちであるため、ともすれば性格的に異常を示すようになり、社会悪の根源となる恐れがあるばかりでなく家庭不和の原因ともなつてゐるから、これらの子どもたちが正しい診断と治療教育を受けられるよう、すみやかに全国数百万人の言語障害者に対する公立の相談所を設けるとともに、特別の訓練を受けた教師による治療施設及び特別の学級(治療教室)を広く全国各地に設置せられたいとの請願。

六月十七日本委員会に左の案件を付託された。

一、身体障害者雇用促進法案(予備審査のための付託は二月十七日)

六月十七日本委員会に左の案件を付託された。

一、環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願(第三六四号)(第三六五七号)(第三六六二号)(第三六六八号)(第三六六九号)

第三六四号 昭和三十五年六月三日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 福井市日之出元町二三 福井県理容環境衛生同業組合理事長 増田秀雄外十三名

紹介議員 小幡 治和君

する法律が施行されてから、早くも三年になつてゐるが、環境衛生同業組合とその事業の運営において、立法内容の不備から法の主旨実現が望み薄い上に、幾多の困難な問題が発生し、ために組合員の不満動揺、役員の辞職等の傾向が次第に広がり、このまま推移するならば混乱はさらに拡大深刻化し、遂には組合は崩壊のやむなきに至り、本法の目的はとうてい達成できないから、これが根本的対策として、(一)出資に関する措置、(二)営業施設の配置の基準の設定に係る法的効力に関する措置、(三)福利厚生に関する施設に関する措置、(四)組合事業の員外利用に関する措置、(五)適正化規程の自動的発効に関する措置、(六)独禁法適用の排除に関する措置、(七)組合交渉権に関する措置、(八)加入命令に関する措置、(九)設備新設制限命令に関する措置、(十)規制命令の自動的発効に関する措置、(十一)税法上の減免に関する措置等に万全を期して本法の一部を改正する等の措置を講ぜられたいとの請願。

第三六五七号 昭和三十五年六月六日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 新潟市川岸町二ノ一四 ノ三新潟県理容環境衛生同業組合理事長 堀内貞良外二名

紹介議員 佐藤 芳男君

この請願の趣旨は、第三六四号と同じである。

第三六六二号 昭和三十五年六月七日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 東京都千代田区神田末 広町二全国米雪販売業環境衛生同業組合連合会理事長 谷口菊五郎外五名

紹介議員 谷口弥三郎君 高野 一夫君

この請願の趣旨は、第三六四号と同じである。

第三六六八号 昭和三十五年六月九日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市埴田町 二六三栃木県クリーニング業環境衛生同業組合理事長 石田三十郎外七名

紹介議員 湯澤三男君

昭和三十五年六月二十五日印刷

昭和三十五年六月二十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局